

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ～特別区はどんな仕事をするの?～



大阪市長 松井一郎

特別区は、住民の皆さんに身近な仕事を行います。
 選挙で選ばれた特別区長が住民の皆さんの視点に立ったきめ細やかなサービスを提供することをめざします。

区役所の窓口は今までどおり利用できるのね



特別区のおもな仕事

	子ども・福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり	住民生活等
中核市などの仕事 政令指定都市・	児童相談所の設置	保健所の設置	公立小中学校教職員の任免			
	認定こども園の認定	飲食店等営業許可	私立幼稚園の設置認可	公害健康被害の補償給付		
	身体・知的障がい者更生相談所の設置	動物取扱業の登録	重要文化財等の管理	廃棄物処理施設設置の許可	屋外広告物の設置制限	パスポートの交付
一般の市町村の仕事	公立保育所の設置 生活保護 介護保険 国民健康保険	保健センターの設置 健診 予防接種 母子健康手帳 埋葬・火葬許可	公立の幼稚園・小中学校の設置	ごみ収集・処理	都市計画(地区計画等) 地域の公園 地域の道路 公営住宅	住民基本台帳 戸籍 印鑑登録 地域活動支援 個人住民税の賦課徴収
住民票や戸籍、国民健康保険などの窓口サービス、保健福祉センターの業務などは現在の区役所で引き続き行います。						



※消防、水道、下水道、都市計画(用途地域等)などは、市町村が処理するものとされている仕事ですが、大規模災害に対応できる体制の確保や、施設の一体管理、計画の一体的策定などの観点から、大阪府が行います。

◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
 ◆ 今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当

☎ 6208-8989

FAX 6202-9355

特別区制度
 についてはこちら ▶

大阪市 特別区 目次

検索

